施工上のご注意

●自火報設備としての施工が必要になります。(総務省令第40号対応として設備する場合)

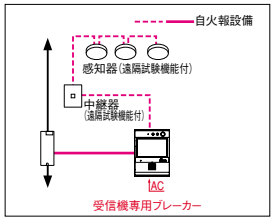

●自火報設備の部分は、消防関連法規と総務省令第40号で定められた施工が必要です。
また、設計・施工には「消防設備士」の資格が必要です。
●所轄の消防長、消防署長に届け出、検査を得ることが義務づけられています。
また、定期的に点検し、消防長、消防署長に報告することが必要です。
詳しくは、消防関連法規と総務省令第40号をご確認ください。
●インターホン設備と自火報設備は分けてご設計ください。

●幹線はFCPEV0.9mmツイストペア線を使用してください。

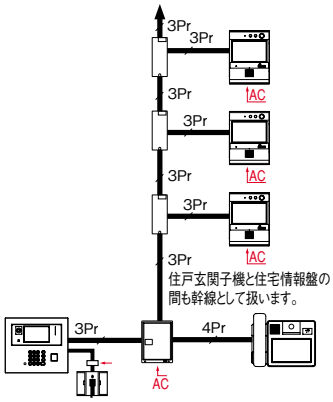

ツイストペア線の表示例

3Pr(2Pr)* FCPEV 0.9mm-3Pr　5Pr(4Pr)* FCPEV 0.9mm-5Pr
3Pr 〃 -3Pr　5Pr 〃 -5Pr

*印( )内は使用ペア数です。

接続図の表示と接続上のご注意

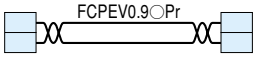

1. ペアにする端子は配線図例のとおりとしてください。
ペアの組み合わせが異なると動作上のトラブル発生の原因となります。
2.ペア線の片側線があまる場合(5線など)、あまり線は他の配線に使用しないでください。
3.接続する端子名は、両方同じとは限りません。よくご確認の上、接続してください。
4. 図示の端子の並びは製品と異なります。

幹線にFCPEV0.9mmツイストペア線を使用しない場合、誤動作したり通話中に雑音が入る原因となります。

●FCPEV線は各ペアごとに分けたあと、各ペアごとによく撚ってください。

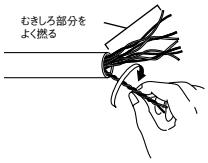

●誤結線(ペア間違い)が防げます。
●映像信号の損失が防げます。

●最終端の住宅情報盤までの距離と映像信号出力損失の条件を満たしてください。

➔P.138 参照

●映像住戸アダプターで終端設定を必ず行ってください。

●アース表示(⏚)のある商品は必ずD種接地工事をしてください。

※アース工事がされていない場合、外部及び機器間のノイズにより誤動作したり、通話中に雑音が入る原因となります。

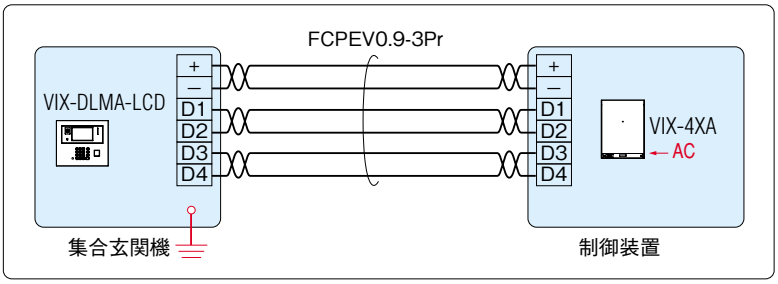

●映像増幅器と分配器には接続台数の制限があります。

○映像増幅器

居室親機系統に接続する場合、映像増幅器は各系統直列に3台、合計5台以下としてください。管理室親機系統に接続する場合は、各系統に1台まで接続できます。(ただしカメラ付管理室親機(VIX-MKCRA)を接続することはできません。)

○分配器

映像分配器は各系統合計3台以下としてください。なお、映像増幅器を使用しても台数は増やせません。

➔P.133 参照